

虐待ってどういう行為？

虐待に気づいたらどうすればいいの？

～虐待防止の取り組みについて～

虐待は重大な「権利侵害」です。とくに、自らの権利を主張しにくい立場に立たされやすい児童、障害のある人、高齢者（以下「高齢者等」）が対象となる虐待事件が頻発し、事態は深刻です。こうした状況をふまえ、虐待の防止、早期発見・対応をはかるため、2000年から「児童虐待の防止等に関する法律」が施行（2004年に一部改正）され、2006年からは「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」および「公益通報者保護法」が施行されています。「公益通報者保護法」では、すべての保健・医療・福祉従事者に対し、虐待行為を発見した場合の通報義務等を規定しています。現在、障害のある人への虐待防止を目的とする法整備も進められている中、ここでは「虐待とは何か」を確認し、虐待防止の取り組みについて考えましょう。

虐待とは？

虐待とは、「他者から不適切な扱いにより権利利益が侵害されるような状態や、生命、健康、生活が損なわれるような状態におかれること」（「高齢者虐待への対応と養護者支援について」厚生労働省老健局）とされています。

虐待の防止、早期発見・対応のためには、養護者（家族等）、地域住民、

保健・医療・福祉従事者のみならず、高齢者や障害のある人自身も含めた関係者全員が「何が虐待か（虐待になるかもしれないか）」を適切に理解しておくことが大切です。虐待を行っている、または、虐待を受けているという認識不足から、無意識のうちに虐待行為が継続し、高齢者等の生命や生活がさらなる危機に迫られている事例も少なくありません。

また、保健・医療・福祉従事者は、自らのかわりそのものが高齢者等の権利を守ることに、脅かすことにもつながりかねないことを自覚し、常に本人の意思を尊重できているか、施設や病院の都合を押しつけていないかなど、日々の点検が欠かせません。以下に示した虐待行為の具体例を参考にしながら、自身や自身の周囲で該当する（かもしれない）行為が見当たらないかを振り返ってみましょう。

【虐待行為の具体例】

(1)身体的虐待

- たたく、つねる、殴る、ける、やけどさせる、乱暴な介助を行う
- 体をベッドや車いすにベルトで固定する
- 意図的に立ち上がりにくいソファに座らせる
- 無理やり食事を口の中に入れる
- 自分で着脱できない介護衣（つなぎ）、ミトン型手袋を着用させる
- 過剰に薬を投与する
- 鍵のかかる部屋に閉じ込める …など

(2)介護・世話の放棄・放任

- 食事や水分を十分に与えない
- おむつ交換や入浴介助等を行わず不潔な状態のまま放置する
- 受診させない、薬を飲ませない、介護サービスを受けさせない
- 室内にごみを放置する、寒い部屋や暑い部屋に放置するなど劣悪な環境の中で過ごさせる
- 季節に適した衣服を与えない …など

(3) 心理的虐待

- どなる、ののしる、悪口を言う、にらむ、乱暴な言葉づかいをする
- 高齢者や障害のある人を子どものように扱う
- 人前で大きな声でトイレの声かけを行う、排泄等の失敗を嘲笑する
- 意図的に無視する、気づかないふりをする …など

(4) 性的虐待

- 排泄介助の際に、トイレの戸を開けたままにしておく
- 入浴・排泄介助の際に、長時間、裸のままの状態で待たせる
- キス、ボディタッチ …など

(5) 経済的虐待

- 預貯金を本人に無断で使う
- 自宅等を本人に無断で売却する
- 日常生活に必要なお金を渡さない、使わせない
- 意図的に預貯金額を確認させない（通帳等を見せない）
- 年金の現況届けを提出させない …など

(6) その他

- 車いすを使用する人の手の届かないところに意図的にものを置く
- 信書を渡さない、無断で開封する
- 電話をかけさせない、とりつがない
- 学校や仕事に行かせない、選挙に行かせない
- 本人の意向を聞かずに家族等の意向だけでサービス利用を決める
- 個人情報第三者に漏らす …など

参考：医療経済研究機構「家庭内における高齢者虐待に関する調査」

虐待を受けたと思われる高齢者等を発見した場合の対応

虐待を受けたと思われる高齢者等を発見した保健・医療・福祉従事者は、市町村に通報しなければなりません（義務）。また、虐待を受けたと思われる高齢者等を発見した家族、地域住民等は一人で悩まずに信頼できる民生委

員、保健・医療・福祉従事者、もしくは市町村担当者等に相談することが大切です。虐待を受けたと思われる人や通報者が不利益な取り扱いを受けることがないように法令に則った対応がはかられます。

具体的には、①相談・通報→②市町村による事実確認→③権利侵害（虐待）の解消→④本人の意向を主軸にしながら、本人や家族等の生活の安定に向けた支援に向けてチームによる取り組みが展開されます。

とくに、家族による虐待が起きた場合、虐待を行った家族が加害者としてとらえられがちですが、介護や養育による著しい疲れや経済状況、周囲の無理解など、家族自身が支援を必要としている場合も少なくありません。支援者は高齢者等の命と生活の安全を確保し、本人と家族の思いや身を置く状況等の理解を深め、当事者自身が状況や事態を理解し、あらためて今後の暮らしのあり方を見いだしていけるようなかわりをもつことが求められます。

人はだれしも、かけがえのない貴重な命をもった存在として尊重されなければなりません。虐待防止の取り組みは、いま目の前で起きている権利侵害の解消をはかるとともに、「だれもが住みよい町づくり」に向けて、地域社会全体で取り組まなければならない課題として認識しておく必要があります。

